

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成29年 1月
板 倉 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・	1
第 2	農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・	5
第 2 の 2	農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態 様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする 青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・	1 1
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項・・	1 4
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・	1 5
第 5	農地利用集積円滑化事業に関する事項・・・・・・・・・・	2 8
第 6	その他・・・・・・・・・・	3 3
別紙 1	〔第 4 の 1 （ 1 ） ⑥関係〕・・・・・・・・・・	3 4
別紙 2	〔第 4 の 1 （ 2 ） 関係〕・・・・・・・・・・	3 5

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 農業の現状と農業発展の推進方針

板倉町は、群馬県の最東南端に位置し、利根川と渡良瀬川の合流地点にひらけた平坦地帯であり、広大肥沃な土地、渡良瀬川・利根川水系の水資源等の豊かな自然環境の下に、群馬県でも有数の穀倉地帯として、米・施設野菜等を中心に発展してきた。近年、稲作を中心とする土地利用型農業は、農業の魅力の低下等から後継者の不足など農業を担う者の確保の面で深刻な状況にある。一方、施設園芸は、ますます激しくなる産地間競争、販売価格の不安定、農業就業者の高齢化等生産条件は悪化し栽培面積は漸減傾向にある。

今後は、土地利用型農業においては、規模の優位性を十分に発揮し得る経営規模の拡大が不可欠となることから、農地の賃貸借、作業受委託を積極的に進める。これと並行して個々の農家の立地条件を十分に活かし、生産要素の効率を最大限発揮させるため経営の複合化による労働力の完全燃焼や土地利用の向上を図る。また、経営体としての所得の確保を図るため、生産と関連する加工・販売部門への多角化による付加価値の向上等の多様な経営展開を図り、地域複合農業の確立に努めるものとする。また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図る事を基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 農業構造の現状及び見通し

総農家戸数は、ここ5年間で12%減少し、農家率は23%と年々減少している。専業農家戸数は、専業農家がほぼ横ばい、第1種兼業農家、第2種兼業農家がともに減少している。経営耕地の規模別には、近年、1ha未満の小規模階層農家、中規模階層農家が減少している。5ha以上の大規模階層の農家は増加している。こうした中で、兼業農家の高齢化により、機械更新時や世代交代などを機に農地の流動化が進み、規模拡大志向農家への農地の流動化や農業法人数が増加している。今後、高齢化や担い手不足が進行することを踏まえ、経営体の法人化を推進するとともに、農地の集積・集約化を進めていく。

3. 効率的かつ安定的な農業経営の育成の基本的な考え方

板倉町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的に農業経営を育成することとする。

具体的な農業経営の指標は板倉町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし、農業を主業とする農業者が、地域における他産業並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり370万円程度／1経営体当たり580万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成できるものとし、また、これらの経営が本町農業の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

更に、人と農地の問題を解決するため、各集落・地域での話し合いに基づき「人・

農地プラン」の定期的な見直しを行う。話し合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含め幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増化させる方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。また、農地中間管理機構の活用にあたっては、人・農地プランの定期的な見直しと極力連動させることにより、効率的かつ安定的に推進する。

4. 農業経営基盤強化のための施策展開の方向

板倉町は将来の板倉町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、板倉町は、農業協同組合、農業委員会、農業指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、板倉町総合農業振興協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれから周辺農家に対して上記の板倉町総合農業振興協議会が主体となって営農診断、営農改善方針の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に

資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、邑楽館林農協受委託事業連絡協議会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他のサラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、板倉町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5. 認定農業者への支援について

板倉町は、板倉町総合農業振興協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を

含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業指導センターの協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

また、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の平成27年の新規就農者は3人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、施設園芸の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間230人を踏まえ、本町においては年間6人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1名あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得すなわち、主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度／1経営体あたり350万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくために就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員

会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に板倉町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、板倉町における主要な営農類型についてこれを示すとつぎのとおりである。

板倉町営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
①水稲+ 麦	<作付面積> 水稲 900a 小麦 1500a <経営面積> 15ha うち 13ha は通 年借地	<資本装備> (大型機械化一貫体系) ・トラクター(65 + 45ps) ・田植機(側条6条) ・自脱型バイン(6条) ・トラック(1 t, 軽) ・乗用管理機プレーヤ付 <その他> ・側条施肥田植機の利用施肥作業の省力化と削減 ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稲・小麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を 1/2 以上用意する ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0 人 ・夏期と秋期の臨時雇用の確保 ・農繁期中の1日当りの労働時間は10時間以内にとどめる ・家族経営協定の締結
②施設野菜(キュウリ)+水稲+ 麦	<作付面積> 促成キュウリ 20a 抑草キュウリ 20a 水稲 200a 小麦 300a	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(25,8ps) ・田植機(4条2戸共同) ・自脱型バイン(2条) ・トラック(軽)	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱	・基幹労力 2.0 人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・快適な作業環境

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
	<経営面積> 3.2ha	・連棟ハウス 2,000 m² ・土壌消毒機 ・暖房機(温風式) <その他> ・キュウリは購入苗利用による育苗の効率化 ・地域有機物資源活用による土作り ・水稻・小麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記帳による経営収支の把握とコスト節減	・の整備＝ハウスの複合環境制御 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
③施設野菜(トマト、キュウリ) + 水稻	<作付面積> 促成トマト 20a 抑草キュウリ 20a 水稻 100a <経営面積> 1.2ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(25,8ps) ・田植機(4条2戸共同) ・自脱バイン(2条) ・連棟ハウス 2,000 m² ・暖房機(温風式) ・土壌消毒機 ・動力噴霧機 ・トラック(軽) <その他> ・トマトとキュウリは購入苗利用による育苗の効率化 ・地域有機物資源活用による土作り ・減化学肥料・減農薬栽培 ・水稻の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境制御 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
④施設野菜(キュウリ) + 露地(ニガウリ) + 水稻	<作付面積> 促成キュウリ 20a 抑草キュウリ 20a ニガウリ 25a 水稻 250a	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(25,8ps) ・田植機(4条2戸共同) ・自脱バイン(2条) ・連棟ハウス 2,000 m²	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱	・基幹労力 2.0人 ・補助労力 1.0 ・収穫・調整作業に対するパート雇用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
	<経営面積> 2.95ha	・暖房機(温風式) ・土壌消毒機 ・動力噴霧機 ・トラック(軽) <その他> ・キュウリは購入苗利用による育苗の効率化 ・地域有機物資源活用による土作り ・水稻の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	コンテナによる定数詰め出荷 ・ニガウリの導入は転作田を活用し、ブランド野菜として販売する。 ・簿記帳による経営収支の把握とコスト節減	・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境制御 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
⑤施設野菜(ナス、キュウリ)＋水稻＋小麦	<作付面積> 半促成ナス 25a 抑抑キュウリ 25a 水稻 240a 小麦 400a <経営面積> 4.25ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(45、25、8ps) ・田植機(4条) ・自脱型バイン(6条) ・暖房機(温風式) ・動力噴霧機 ・トラック(軽) ・連棟ハウス 2,000 m² <その他> ・ナスはセル成型苗の利用 ・水稻・小麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・農地集積により団地化を図る ・ナスについては転作田の活用によりブランド野菜として販売する ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底	・基幹労力 2.0人 ・補助労力 1.0人 ・収穫作業・調整作業に対するパート雇用 ・快適な作業環境の整備 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
⑥施設野菜(シュンギク、チゲサイ、イゲン)＋露地野菜(シュンギク、ナス)＋水稻	<作付面積> ハウスシュンギク 10a ハウスチンゲンサイ 10a ハウスサヤインゲン 10a 秋まきシュンギク 10a 露地ナス 30a 水稻 150a	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(25、8ps) ・田植機(4条2戸共同) ・自脱型バイン(2条) ・動力噴霧機・マルチャー ・トラック(軽) ・パイプハウス 2,000 m² <その他>	・良質堆肥の投入と有機質主体の施肥による有利販売 ・簿記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底	・基幹労力 3.0人 ・収穫・調製作業に対するパートの雇用 ・定期的休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
	<経営面積> 2.1ha	・緑肥栽培による地力の向上 ・水稻の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用		
⑦露地野菜(ハクサイ、トネナシ、ニガウリ) + 水稻	<作付面積> ハクサイ 110a トネナシ 20a ニガウリ 30a 水稻 300a <経営面積> 4.6ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(25、8ps) ・田植機(4条2戸共同) ・自脱型コンバイン(2条) ・動力噴霧機・マルチャー ・トラック(軽) <その他> ・緑肥栽培による地力の向上 ・ナスはセル成型苗の利用 ・水稻の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・良質堆肥の投入と有機質主体の施肥による有利販売 ・ニガウリについては専作田を活用し、ブランド野菜として販売する ・簿記2帳による経営収支の把握と資金管理の徹底	・基幹労力 2.0人 ・雇用労力 1.0人 ・収穫・調製作業に対するパートの雇用 ・定期的休日の確保 ・家族経営協定の締結
⑧施設花き(シクラメン、矮性カーネーション) + 水稻	<作付面積> シクラメン 15a 矮性カーネーション 15a 水稻 120a <経営面積> 1.35ha	<資本装備> ・硬質フィルム 2,000 m² ・ハウス内設備一式 ・井戸 ・動力噴霧機 ・液肥混入機 ・蒸気消毒機 ・軽トラ ・トラクター(25,8ps) ・田植機(4条2戸共同) ・自脱型コンバイン(2条) <その他> ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・ハウスは複合環境制御システムを装備 ・水稻の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・販売ターゲットの明確化と生産への反映 ・法人化による経営基盤の強化 ・簿記2帳による経営収支の把握と資金管理の徹底	・基幹労力 2.0人 ・収穫・荷造り作業に対するパート雇用 ・快適な作業環境の整備 ・給排水の導入 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
⑨施設花き(トビナキョウ) + 水稻	<作付面積> トビナキョウ 20a (周年) 水稻 150a <経営面積> 1.7ha	<資本装備> ・硬質フィルム 2,000 m² ・ハウス内設備 一式 ・井戸 ・トラクター(25,8ps) ・動力噴霧機 ・田植機(4条2戸共同) ・自脱型ハイン(2条) <その他> ・低所ロゼット、ブラスチング ・しづらい品種の選定 ・ハウスは複合環境制御システムを装備 ・水稻の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・低コスト自家育苗技術の確立 ・冬～春出し作型の面積拡大 ・簿記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0 人 ・収穫・荷造り作業に対するパート雇用 ・快適な作業環境の整備 ・給米制の導入 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
⑩肉牛(肉専用種肥育) + 水稻	<飼養頭数> 肥育牛 90 頭 <作付面積> 水稻 600a <経営面積> 6.0ha うち 3ha は通年借地	<資本装備> ・牛 舎 ・飼料倉庫舎 ・堆肥舎 ・大型扇風機 ・シバ刈り機 ・トラクター(60ps) ・田植機(5 条) ・自脱型ハイン(4 条) ・トラック(2 t, 軽) <その他> ・素牛は過肥のものを避ける ・肥育前期まで消化の良い粗飼料を TDN20 %以上給与する。 ・水稻の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用 ・水稻は箱施用剤と省力型除草	・複式簿記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・パソコンによる飼料給与設計 ・優良系統分析 ・市況情報管理	・基幹労力 2.0 人 ・休日制の導入 ・給米制の導入 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
		剤利用により、防除回数の削減と省力化		
①養豚＋ 水稻	<飼養頭数> 種雌豚 80 頭 種雄豚 6 頭 育成豚 19 頭 <作付面積> 水稻 500a <経営面積> 5.0ha うち 3ha は通 年借地	<資本装備> ・繁殖舎 ・育成舎 ・肥育舎 ・堆肥化施設 ・シベルローダー ・トラクター(60ps) ・田植機(5 条) ・自脱型コンバイン(4 条) ・トラック(2 t, 軽) <その他> ・豚舎施設は交配・分娩・離乳 ・肥育まですべて低コスト施設とする。 ・ふんは完熟堆肥化 ・水稻の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用 ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化	・複式簿記管理による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・パソコンによる経営管理 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理	・基幹労力 2.0 人 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・雇用労働者の社会保険への加入 ・家族経営協定の締結

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

板倉町営農類型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
①水稲+ 麦	<作付面積> 水稲 700a 小麦 900a <経営面積> 900a すべて借地	<資本装備> (大型機械化一貫体系) ・トラクター(55ps) ・田植機(側条5条) ・自脱型ハイン(5条) ・トラック(1t,軽) ・乗用管理機プレーヤ付 ・ドラッグローシャー(2.2㎡) <その他> ・側条施肥田植機の利用施肥作業の省力化と削減 ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稲・小麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用	・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る ・簿記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0人 ・夏期と秋期の臨時雇用の確保 ・農繁期中の1日当りの労働時間は10時間以内にとどめる ・家族経営協定の締結
②施設野菜(キュウリ専作)	<作付面積> 促成キュウリ 20a 抑草キュウリ 20a <経営面積> 20a すべて借地	<資本装備> ・農作業場(100㎡) ・温室(2,000㎡) ・灌水施設 ・灌水井戸(1基) ・燃料タンク(2kL) ・トラクター(21ps) ・歩行型トラクター(8ps) ・動力噴霧器 ・土壌消毒器(2条) ・温風暖房機(2台400坪用)	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・簿記帳による経	・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
		・トラック(軽) ＜その他＞ ・キュウリは購入苗利用による育苗の効率化	営収支の把握とコスト節減	・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
③施設野菜(トマト、専作)	＜作付面積＞ 長期トマト 30a ＜経営面積＞ 30a すべて借地	＜資本装備＞ ・農作業場 (100 m²) ・温室 (3,000 m²) ・灌水施設 ・灌水井戸 (1 基) ・燃料タンク (2kL) ・トラクター(21ps) ・歩行型トラクター(8ps) ・動力噴霧器 ・土壌消毒器(2 条) ・温風暖房機(3 台400 坪用) ・トラック(軽) ＜その他＞ ・雇用導入による長期どり経営 ・トマトは購入苗利用による育苗の効率化 ・受粉ハチ利用による受粉作業の省力化	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・簿記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0 人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
④施設野菜(ナス、ホウレンソウ)	＜作付面積＞ 半促成ナス 30a ホウレンソウ 30a ＜経営面積＞ 30a すべて借地	＜資本装備＞ ・農作業場 (100 m²) ・パイハウス (3,000 m²) ・トラクター(21ps) ・動力噴霧器 ・土壌消毒器(2 条) ・トラック(軽) ・保管庫 ＜その他＞ ・ナスは購入苗利用による育苗の効率化 ・畜産農家の連携による良質堆肥の確保	・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・簿記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0 人 ・補助労力 1.0 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
⑤施設花き(シラネ、矮性カーネーション)	<作付面積> シラネ 10a 矮性カーネーション 10a <経営面積> 10a すべて借地	<資本装備> ・農作業場 (100 m²) ・温室 (1,000 m²) ・ハウス内カーテン (1,000 m²) ・栽培ベンチ (1,000 m²) ・貯油缶、防油堤 (1.8kL) ・井戸 ・暖房機 ・動力噴霧器 ・液肥混入器 ・ホーダー ・フォークリフト (1.5t) ・トラック(軽) <その他> ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・ハウスは複合環境制御システムを装備	・販売ターゲットの明確化と生産への反映 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・簿記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0 人 ・不足する労働力の雇用により確保 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
⑥施設花き(トルコギョウ)	<作付面積> トルコギョウ 20a (周年) <経営面積> 20a すべて借地	<資本装備> ・農作業場 (33 m²) ・温室 (1,000 m² × 2) ・ハウス内カーテン (1,000 m² × 2) ・貯油缶、防油堤 (1.8kL) ・井戸 ・トラクター(21ps) ・管理器(7ps) ・動力噴霧器 (50L/分) ・暖房機 (10 万 Kcal × 2) ・保管庫(2 坪) ・トラック(軽) <その他> ・セル育苗の導入 ・1作終了後、連作障害のため、湛水処理をすることが望ましい。	・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・簿記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0 人 ・不足する労働力の雇用により確保 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
79%程度	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2. 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

板倉町においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、昭和20～30年代の耕地整理による農地整備がほとんどであり、経営農地が分散傾向にあるため、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、耕地整理での標準区画が1反区画であり、道水路は整備されてはいるものの、農道は狭小の砂利道、排水路は土水路であるため、大型農業機械の導入による作業効率向上にも支障がでている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ・農地の地図情報のシステム化
- ・簡易基盤整備事業等

(3) 関係団体等との連携体制

板倉町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

板倉町は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項に定められた方向に即しつつ、板倉町農業の地域性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

板倉町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

集落段階を基礎とした地域農業者の意向を反映した形で、今後地域農業を担っていく者、及び土地利用のあり方を明確にするとともに、育成すべき経営体の実現に向けて、規模縮小を希望する農家の農地利用や農作業の委託が育成すべき経営体に集積されるよう土地利用、農作業の調整を進める仕組みを整備する。

更に、板倉町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓蒙に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ

れ定めるところによる。

ア．農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業経営によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ．混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作及び養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ．農業用施設（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合

連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業（以下「農地中間管理事業」という。）又は法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア．耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ．板倉町長への確約書の提出や板倉町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ．その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①～⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（２） 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持ち分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並

びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 板倉町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。（以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 板倉町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア．当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ．当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ．当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 板倉町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 板倉町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 板倉町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、板倉町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 板倉町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることがで

きる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 板倉町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 板倉町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 板倉町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、板倉町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 板倉町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア. その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について板倉町長に報告しなければならない旨
- ウ. その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

板倉町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

板倉町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を板倉町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

板倉町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 板倉町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア. その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 板倉町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア. (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより

これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 板倉町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を板倉町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 板倉町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 板倉町は、板倉町の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 板倉町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

板倉町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6号の認定申請書を板倉町に提出して、農用地利用規程について板倉町の認定を受けることができる。

② 板倉町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

③ 板倉町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を板倉町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し

等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア．特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ．特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ．特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 板倉町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア．②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ．申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７） 農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨する

ことができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 板倉町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 板倉町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、板倉町総合農業振興協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

板倉町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に

努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

板倉町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

板倉町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 板倉町は、県営圃場整備事業（内郷，五箇谷）、国営総合農地防災事業（平成12年～平成23年）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ. 板倉町は、水田営農活性化対策の取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする、特に集落で行っているような面的な広がりでの田畑転換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ. 板倉町は、農村整備事業の推進を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、安住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ. 板倉町は、経営全体としての所得の確保を図るため、生産と関連する加工・販売部門への多角化による付加価値の向上等の多様な経営展開を図り、地域複合農業の確立に努めることとする。

オ. 板倉町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

板倉町は、農業委員会、農業指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、板倉町総合農業振興協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、板倉町は、このような協力の推進に配慮する。

7. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア. 受入環境の整備

農業指導センター、農業協同組合など連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校からの研修やインターシップの受入れを行う。

イ. 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア. 農業に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって農業指導センター、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ. 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直し話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化す

る。そのために各種研修会等への参加を促すとともに、認定農業者協議会との交流の機会を設ける。

ウ．経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ．青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、栽培技術や経営ノウハウの取得、就農後の営農指導等フォローアップについては農業指導センター、農業協同組合、認定農業者、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

板倉町においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 板倉町における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は板倉町全域とする。

ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1） 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア. 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む)

イ. その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア. 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ. 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ. 農用地等の管理に関する事項

エ. その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、一般社団法人群馬県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

（2） 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、板倉町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、板倉町から承認を得るものとする。

② 板倉町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア. 基本構想に適合するものであること。

イ. 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ. 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ. 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施す

ると認められるものであること。

(7) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (7) から(ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、一般社団法人群馬県農業会議、板倉町農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 板倉町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 板倉町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を板倉町の公報等への記載により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 板倉町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 板倉町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべき

ことを命ずるものとする。

- ③ 板倉町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア. 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ. 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ. 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

- ④ 板倉町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を板倉町の公報等への記載により公告する。

- (4) 板倉町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 板倉町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

- ② 板倉町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、板倉町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。

- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

- ④ 板倉町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

- ⑤ 板倉町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を板倉町の公報等への記載により公告する。

- ⑥ ①、④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

- (5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

- (6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確

保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式 5 に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア. 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ. 有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ. 任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことがで

きるものとする。

- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業指導センター、群馬県立農林大学校、一般社団法人群馬県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業指導センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1. この基本構想は、平成 7 年 1 月 2 4 日から施行する。
- 1. この基本構想は、平成 1 8 年 7 月 2 0 日から施行する。
- 1. この基本構想は、平成 2 1 年 3 月 1 日から施行する。
- 1. この基本構想は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 1. この基本構想は、平成 2 4 年 3 月 1 日から施行する。
- 1. この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 3 0 日から施行する。
- 1. この基本構想は、平成 2 9 年 1 月 2 7 日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （2） 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （3） 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第４の１（２）関係）

Ⅰ 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
１、存続期間は３年（農業者年金制度 関連の場合は１０年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて３年とすることが相当でないと認められる場合には、３年と異なる存続期間とすることができる。 ２、残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 ３、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない	１、農地については、農地法第５２条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 ２、採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 ３、開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 ４、借賃を金銭以外のもの	１、借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 ２、１の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 ３、借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	１、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 ２、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき

旨を定めるものとする。	定めるものとする。		板倉町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
-------------	-----------	--	---------------------------------------

Ⅱ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。